

鶴岡市の漁業

平成 10 年

—— 第 10 次漁業センサス結果報告書 ——
(海面漁業基本調査)

鶴岡市総務部情報統計課

は し が き

この報告書は、平成10年11月1日現在で実施された第10次漁業センサス（指定統計第67号）結果の鶴岡市分を取りまとめたものです。

漁業センサスは、昭和24年から実施され、漁業の基本的生産、就業構造等を明らかにすることを目的として実施されており、今回は第10回目にあたります。

本書が、各種行政施策の基礎資料として、あるいは漁業経営をめぐる諸問題の解明及び地域経済の振興の参考資料として、各分野で広く活用いただければ幸いと存じます。

おわりに、本調査の実施にあたりご協力をいただきました漁業経営体をはじめ、直接調査にあたられました調査員並びに関係各位に対し深く感謝申し上げるとともに、今後とも本調査に一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成12年2月

鶴岡市総務部長

斎 藤 勲

目 次

は し が き

利用者のために

- I 調 査 の 概 要
- II 用 語 の 定 義
- III 利 用 上 の 注 意

調査結果の概要

- 調査結果の概要
- 付 表

統 計 表

I 鶴 岡 市 統 計 表

- 1. 漁業経営体基本構成
 - (1) 経営体階層別
 - (2) 経営組織別
 - (3) 主とする漁業種類別
 - (4) 主とする漁業制度区分別
 - (5) 主とする操業水域別
- 2. 自営（個人）漁業の専兼業別経営体数（経営体階層別）
- 3. 主として従事した漁業種類別漁業従事者世帯数（漁業雇われ専兼業別）
- 4. 性別年齢別 15 歳以上の漁業就業者数（自営・雇われ別）
- 5. 漁船統計表（経営体階層別）

II 漁業地区別統計表

- 1. 漁業経営体基本構成
- 2. 経営組織別経営体数
- 3. 経営体階層別経営体数
- 4. 主とする操業水域別経営体数
- 5. 漁獲金額別経営体数
- 6. 自営（個人）漁業の専兼業別経営体数
- 7. 漁業雇われ専兼業別漁業従事者世帯数
- 8. 自営・雇われ別漁業就業者数
- 9. 性別年齢別 15 歳以上の漁業就業者数
- 10. 漁船統計表

利 用 者 の た め に

I 調 査 の 概 要

1 漁業センサスの沿革

昭和24年3月1日に第1次漁業センサスが実施されて以来、昭和33年からは5年毎に行われ、今回が第10回目の調査である。

2 調 査 の 目 的

漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁業生産の背景等の実態と変化を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調 査 の 種 類

海面漁業基本調査

(漁業地区調査及び内水面漁業調査については東北農政局山形統計情報事務所が実施)

4 調 査 期 日

平成10年11月1日

5 調 査 対 象

海面漁業経営体及び漁業従事者世帯

6 調 査 系 統

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員

7 調 査 の 方 法

調査員による調査客体への面接聞き取り調査を基本とし、一部項目（会社経営体については全部）は、自計申告の方法により行った。

II 用 語 の 定 義

1 海面漁業経営体

調査期日前1年間（平成9年11月1日～平成10年10月31日の期間。以下

同じ)に利潤又は生活の資を得るために、販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

2 経 営 組 織

(1) 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

(2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。

・ 会 社

商法又は有限会社法に基づき、設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。

・ 漁業協同組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

・ 漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

・ 共 同 経 営

二人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

・ 官公庁・学校・試験場

漁業を営んだ官公庁・学校・試験場で漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。

3 経営体階層

海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が、主として営んだ漁業種類、使用した漁船の種類及び使用動力船の合計トン数によって分類したものをいう。

(1) 販売金額1位の漁業種類が大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖である経営体については、漁船使用の有無にかかわらずそれらの階層に区分した。

(2) (1) 以外は、過去1年間の使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により漁船非使用階層から3,000トン以上までの階層に区分した。

4 沿岸・中小漁業層

(1) 沿 岸 漁 業 層

経営体階層区分の漁船非使用、無動力、動力10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

(1) 中 小 漁 業 層

経営体階層区分の使用した動力船の合計トン数が、10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。

5 漁 船

調査期日前 1 年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

6 自営（個人）漁業の専兼業

(1) 専 業

個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

(2) 第 1 種兼業（自営漁業が主）

個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

(3) 第 2 種兼業（自営漁業が従）

個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

7 漁業従事者世帯

調査期日前 1 年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資して 30 日以上漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯をいう。

ただし、調査客体となる個人経営体の経営主がいる世帯を除く。

8 漁 業 就 業 者

漁業世帯（個人経営体及び漁業従事者世帯）の世帯員のうち、満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

III 利用上の注意

- 1 数値の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳合計とが一致しない場合がある。

2 統計表中の符号は、次のとおりである。

「0」：単位未満のもの

「—」：皆無又は該当のないもの

「x」：秘密の保持上秘匿したもの

「※」：近隣の「x」の数値を含めたもの

「△」：負数のもの

3 本報告書についての照会等は、下記までお願いいたします。

鶴岡市総務部情報統計課

(〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 TEL：0235(25)2111 内線 694、695)